

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は、合算することができます。(高額医療・高額介護合算制度)

介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額〈年額／8月～翌年7月〉

70歳未満の方

区分(基準総所得額※1)	限度額
901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円。

70歳以上の方※2(平成30年7月まで)

区分	限度額
現役並み所得者 (課税所得145万円以上の人)	67万円
一般(住民税課税世帯の人)	56万円
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯の人)	31万円
低所得者Ⅰ※3	19万円

平成30年8月から

区分 (課税所得)	限度額
690万円以上	212万円
380万円以上 690万円未満	141万円
145万円以上 380万円未満	67万円

※70歳以上で「現役並み所得者」の方は、平成30年8月から新たに3つの区分に分かれ、限度額が変わります。そのほかの区分の方に変更はありません。

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

※3 低所得者Ⅰの区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

- ・毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
- ・所得区分について、詳しくは吉川市国保年金課にお問い合わせください。
- ・支給対象となる方は、吉川市国保年金課へ申請が必要です。